



インドで活躍中!!公認会計士岩瀬先生が教える 使える!!インドの会計・財務の豆知識

第44回目 インド非居住者のPAN取得の必要性に係る最新審判について

<代表者経歴> 岩瀬雄一 公認会計士(日本) 税理士(日本)



2000年に大手監査法人東京事務所に入所。製造業を中心に、USGAAP、IFRS、日本会計基準の会計監査業務を手掛ける。'07年10月よりインド事務所へ赴任し'10年11月に日本に帰任
2011年9月にFair Consulting India 開業。複雑なインドの税務や手続きの多い会社等の設立は豊富な実務経験と、インド専門家のネットワークが不可欠です。

Pune の ITAT(税務高等審判所、Income-Tax Appellate Tribunal) において日系企業にも影響がある審判がなされました。当該審判からもたらされる結論(日本親会社等に対する影響)としてはインド居住者(インド現地法人等)がインド非居住者(日本親会社等)に対して Royalty 及び FTS(技術上の役務提供、Fees for Technical Services)等の支払を行う際に必要な源泉徴収において、納税者にとって有利な日印租税条約12条による10%の税率を適用するためにインド非居住者(日本親会社等)は PAN(納税者番号、Permanent Account Number)を取得する必要はないというものです。

そもそも法人税法がなおも PAN を引き続き租税条約適用のために必要としている理由のひとつとして、PAN はいわゆる日本におけるマイナンバーなるもので、インド税務当局による PAN を保有する外国法人等の税務申告等のコンプライアンスに係るトレースや重要な税務関連取引の捕捉が容易になることが考えられます。よって実務上日本親会社は日印租税条約の恩恵10%を享受するために PAN を取得し、さらにインドにおいて税務申告を行うかあるいは PAN は取得せず、日印租税条約とインド所得税法における源泉徴収に係る税率の差異である10.6%を外国税額控除出来ないコストとして甘受するかといういずれかの選択をしているかと思われます。

今回の訴訟の争点はインド所得税法 Section 90(2) において規定されている「所得税法と租税条約において競合的規定がある場合は、納税者にとって有利な方を優先して適用する」という内容と同じく Section 206AA において規定されている「源泉徴収に係る支払相手が PAN を取得していない場合、206AA は所得税法の他のすべての規定に優先する。<よって所得税法の規定による20.6%が適用される>」という内容のどちらを優先すべきかという点でした。

CITA における判断は Section 206AA の条項は所得税法における他の条項には優先するが、所得税法における条項よりも納税者にとって有利な範囲において租税条約の恩恵を享受できるとした Section 90(2) には優先しない。つまり Royalty 及び FTS 等の支払を受けるインド非居住者は租税条約の適用を受けるために PAN 取得は必要ないと判断しました。これに対して税務当局は ITAT に控訴しましたが、ITAT は CITA の判断を支持する審判を下したのが今回のトピックになります。

しかしながら、なおも税務当局が HC(高等裁判所、High Court)に控訴する可能性も十分あるため現段階においては確定的とはいえませんが、納税者にとっては金銭面でも事務負担面でも有利な審判として歓迎されるものであることから今後の行方を注視していきたいところです。

Fair Consulting India Pvt.Ltd.

インド進出アドバイス歴8年以上の希少な日本人公認会計士を筆頭に実務に基づいたスピーディーなサービスをご提供。進出後の監査・税務なども日本語にてしっかりとサポート致します。東京・大阪の日本オフィスにおいてもお気軽にご相談も承ります。

No. 170A-170B, 1st Floor, Tower B, Spaze I-Tech Park, Sector 49, Sohna-Gurgaon Expressway, Gurgaon, India
チェンナイオフィスが移転しました! No. 4/14, ALSAMALL, III FLOOR, MONIETH ROAD Egmore, Chennai, India
Tel: +91-124-474-8217 Fax: +91-124-474-8218

岩瀬携帯 +81-90-6669-3586 Mobile (Japan) +91-99711-83945 Mobile (India)

mail: y.iwase@faircongrp.com URL: <http://www.faircongrp.com/network.html>

Fair Consulting Group

東京オフィス 〒104-0045 東京都中央区築地4-1-12 ビュロー銀座1102号室

大阪オフィス 〒530-0001 大阪市北区梅田2丁目5番25号ハービスOSAKA オフィスタワー12F

- 現法・駐在員事務所・支店設立
- 会社法・税務監査 ● 法人税申告・納税代行
- 個人所得税申告・納税代行
- 移転価格税制対応 ● 各種間接税対応
- 記帳代行 ● 各種法人パンダス対応
- M&A アドバイザリー

その他オフィス

上海・香港・ハノイ・シンガポール・台湾・ジャカルタ・バンコク・クアラルンプール・マニラ